

## Bhikṣuṇī-Vinaya 訳註 (3)

吉澤秀知

はじめに

大衆部説出世部の比丘尼律の構成は、冒頭に描かれるマハーブラジャーパティー・ガウタミーら女性の出家の物語に続いて、比丘尼の守るべき八敬法（または八重法）について述べられ、八波羅夷法などの各条文へと続く。八敬法は、仏教教団における女性出家者の立場を明確にするためのものであり、これを比丘尼が受け入れ、実践することによって比丘尼僧団が維持されることとなった。比丘尼律および八敬法とは、本来的には、男性のみの出家集団の中に女性が参加することによって起こりうるさまざまな問題を回避し、比丘尼僧団の運営、および比丘・比丘尼の両サンガの和合を意図していたものと考えられる。

本稿では、比丘尼律の初めに描かれる、マハーブラジャーパティー・ガウタミーら女性の出家因縁譚に続く、八敬法のうちの、第二敬法を分割し2回に分けた後半部分および第三敬法の翻訳である。

&lt;凡例&gt;

翻訳の底本には以下のエディションを用いた。

Gustav Roth, *Bhikṣuṇīvinaya, Including Bhikṣuṇī-prakīrṇaka and a summary of the Bhikṣu-prakīrṇaka of the Ārya-mahāsāṃghika-lokottaravādin*, Tibetan Sanskrit Works Series vol.XII, Second edition, Patna, 2005.

本翻訳は Roth エディションの §§48-88 を対象とする。

段落冒頭の数字は Roth のエディションの段落番号を表す。

[ ] 語句等を補った箇所。

( ) 意味の説明、および原語を補った箇所

## &lt;Bhikṣuṇī-Vinaya 訳註&gt;

48. このとき、彼女は [次のように] 言うべきである。

「善女人よ、聞きなさい。これらは目的の達成を求め、他人の幸福を願い、慈悲心のある、かの如来、阿羅漢、正しい悟りを得た世尊によって、憐れみをもって女性の弟子たちのために三依法を見極めることによって、説き示され、知らされ、正しく説かれたものである。その故に、能力があり信仰ある善女人たちは具足戒を授かり、できない [善女人] には具足戒は授けられない」

【第一依法】<sup>1</sup>

49. 衣の中で、糞掃衣は、最小であり、得易く、適切であり、申し分のないものであり、沙門としてふさわしいものである。そしてそれに基づいて、出家と、具足戒を受けることによって [比丘尼となる]。この場合に、忍耐し、信仰ある善女人たちは具足戒を授かる。耐えられない者たちは具足戒を授けられない。このことについて、あなた、善女人よ、生涯をかけて耐えるべきである。あなたは、善女人よ、生涯をかけて糞掃衣を身につけることに耐えなさい。[もしあなたが] 耐えられる者であるならば<sup>2</sup>、「私は耐えられます」と答えるべきである。

余得は諸々の衣のうちで毛織物、綿、[亜麻、麻、大麻]、リネン<sup>3</sup>である。

【第二依法】<sup>4</sup>

50. 食べ物の中で、乞食<sup>5</sup>は、最小であり、得易く、適切であり、申し分のないものであり、沙門としてふさわしいものである。そしてそれに基づいて、出家と、具足戒を受けることによって比丘尼となる。この場合に、忍耐し、信仰ある善女人たちは具足戒を授かる。耐えられない者たちは具足戒を授けられない。このことについて、あなた、善女人よ、生涯をかけて耐えるべきである。あなたは、善女人よ、生涯をかけて食べ物の中で乞

<sup>1</sup> T1425\_472c21-25.

<sup>2</sup> utsahantya. BhiV §50, 64 では「utsahantīya」

<sup>3</sup> T1425\_472c24-25: 欽婆羅衣 欽婆羅衣 氎衣 芻摩衣 俱舍耶衣 舍那衣 麻衣 軀牟提衣

<sup>4</sup> T1425\_472c25-29.

<sup>5</sup> ucchiṣṭa-piṇḍam. 他人の食べ残したものを乞食として受けて食べること。

食に耐えなさい。[もしあなたが] 耐えられる者であるならば、「私は耐えられます」と答えられるべきである。

余得は半月ごとの食事<sup>6</sup>、招待された食事、十四日の食事、十五日の食事、布薩の食事<sup>7</sup>、行籌食<sup>8</sup>である。

### 【第三依法】<sup>9</sup>

5 1. 薬物の中で、陳棄薬<sup>10</sup>は最小であり、得易く、適切であり、申し分のないものであり、沙門としてふさわしいものである。そしてそれに基づいて、出家と、具足戒を受けることによって比丘尼となる。この場合に、忍耐し、信仰ある善女人たちは具足戒を授かる。耐えられない者たちは具足戒を授けられない。このことについて、あなた、善女人よ、生涯をかけて耐えるべきである。あなた、善女人よ、生涯をかけて薬物の中で陳棄薬を利用し続けることを耐えなさい。[もしあなたが] 耐えられる者であるならば、「私は耐えられます」と答えられるべきである。

余得は溶かしたギー、胡麻油、蜂蜜と糖蜜、油脂と新鮮なバター<sup>11</sup>である。

<sup>6</sup> pakṣikā-nimantraṇā. ここでは複合語でなく *pakṣikā* と *nimantraṇā* に分ける。 *pakṣikā*. P *pakkhika(-bhatta)*, A meal offered by a lay-devotee on the 14th, 15th, 5th or 8th of every fortnight(*pakkha*). Cf. DEBMT p.127. 「半月食」平川[2000c:53] *nimantraṇā*. P *nimantana*, A direct invitation for a meal by a layman to a monk. Cf. DEBMT p.120.

<sup>7</sup> upoṣadhikā. P. *uposathika-bhatta*. ‘A meal offered on the *Uposatha* day by a layman who has observed the ‘Eight Precepts’ on this day.’ Cf. DEBMT p.54. 布薩の日に提供される食事。「布薩食」平川[2000c:53]

<sup>8</sup> śalākā-bhaktam. P. *śalākābhatta*. ‘A meal allotted by *Sangha* by the method of tickets(*Salākā*).’ Cf. DEBMT.p.229. 「くじ (*śalākā*)」で選ばれた者が食べられる。漢訳では「行籌食」が使われる。Cf. 平川[2000c:53] また、「*śalākā* (籌)」については、法苑珠林「籌(chu)」の項、および Hubert Dutt, *The Counting stick (śalākā) and the Majority/Minority Rule in the Buddhist Community*, 印佛研 23-1, pp.470-464.

<sup>9</sup> T1425\_472c29-473a3.

<sup>10</sup> pūti-mūtram. 「陳棄薬」 (*putimuttabhesajja*, *pūtimūtrabhaiṣajya*) のこと。BHSD には「*pūti-mukta*」を項目としてあげる。Mvy 9435. また、平川博士によれば、「これは牛の尿である。・・・おそらくこれは毒虫に咬まれたときや、消毒に使われたのであろう」平川[2000c: 475]

<sup>11</sup> *sarpis-tailam madhu-phāṇitam vasā-navanītam*. スッタニパータに「*sappitela*」がある。Suttanipāta, 295.

また、仏典における乳加工製品については西村直子「Pali 聖典における乳加工関連の定型句について—Rājasūya 祭の Mitra と Brhaspati に対する献供との比較」『文化』第 64 号第 1・2 巻, pp.1-22. に詳しい。

これらが聖者の三依法である。[これらを] 学ぶべきであり、[これらに] 従うべきである。

## 5 2. 女羯磨師によって羯磨が行われるべきである。

「聖なるサンガよ、私の[言うことを] お聞きください。この某は、某[女教師] から具足戒を授かり、某と某[教授師] により秘密裏に教授された。その某女教師によってサンガは三度に到るまで具足戒を要請された。

許可を与える者たちによって許可された。

女教師は要請された。

鉢と衣は用意された。

学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了した。

[比丘尼たちによって] 承認された。

遮法によって清められた。

[以上のように] 自らのことを告白した。[そして、三] 依法に関して耐えるであろう。

もし、サンガにとって適当な時期が来れば、サンガは某女教師によって某に具足戒を授けるべきである。この宣言は適切である」

## 5 3. 「聖なるサンガよ、私の[言うことを] お聞きください。

この某は某[女教師] によって具足戒を授けられた。某と某[教授師] より秘密裏に教授された。サンガはこの某、某女教師によって三度に至るまで具足戒を求められた。許可を与える者によって要請された。

女教師が要請された。

鉢と衣は用意された。

学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了した。

[比丘尼たちによって] 承認された。

遮法によって清められた。

[以上のように] 自らのことを告白した。そして、[三] 依法に関して耐えるであろう」

5 4. 「サンガは、その某に某女教師によって具足戒を授けさせる。サンガによって某に対して某女教師から具足戒が授けられることが尊者たちに

とって適切である場合には黙っているべきである。適切ではないその場合には話せ。これが最初の羯磨の条文である」

二度目、三度目も、同様の羯磨の条文である。

[次のように] 言われるべきである。

「尊者たちよ、この某は某女教師からサンガによる具足戒を授けられた。このように私が沈黙を保つのであるから、サンガはそれを認める」

55. このとき、彼女は [次のように] 言われるべきである。

「私は、某よ、あなたが、具足戒を授かり、三回動議を唱え、四回目に決定し、反則しないことを第五とする [儀式] によって具足戒を授けられたことを知りました。調和したサンガによって [具足戒を授けられたの] であり、分裂した [サンガ] によってではない。また、十人からなる別衆<sup>12</sup> によってであり、 [あるいは] 十人以上からなる別衆によって [具足戒を授けられたの] である」

56. このとき、 [次の] ように実行するべきである。すなわち—

あなたはブツダを飾るものとなる。

あなたは法を飾るものとなる。

あなたはサンガを飾るものとなる。

ブツダは師であり、法は師であり、サンガは師であり、女教師は師であり、女阿闍梨は師であり、学ぶことは師であれ。

このときには、 [次の] ように実行するべきである。すなわち—

人間として生まれる幸福は<sup>13</sup>得がたく、 [それに] 満足し、避けることが無い。

【1】 目的のために出家する、目的のために具足戒を受けるものは、雌ヤク (camari) が最も優れた子供を<sup>14</sup> [保護する習性がある] ように、そのよい戒をあなたは守れ。

<sup>12</sup> daśa-baddhena gaṇena. Cf. T1425\_473a19: 和合僧十衆. Hirakawa[1982:67] は漢訳の通りに「the harmonious Order of the Bhiksunis consists of ten members」とする。また、Nolot[1991:28.fn75]にも指摘されるように、MVには「daśavargena gaṇena(MV I. 2)」とあることから、baddha-は varga-と考えて読むべきであろう。この語についてはRoth[1985:133-136]において詳細に検討されている。

<sup>13</sup> kṣaṇasampadā. BHSD *kṣaṇasampad*, the good luck of (this) favorable birth.

【2】日主王統の一族であるブツダは魅力的であり喜ばしく、また、女性の弟子たちは博識であり巧妙であり目的を見出している、そのようなあなたの目的が得られ、あなたの具足戒が獲得された。

【3】憂い無く、穢れなく、静寂であり、島であり、抛り所であり、最高の目的である、その涅槃に到達せよ。これが、あなたにとってすべてを具足することである。

57. このように [サンガは] 彼女に対して比丘尼の別衆によって具足戒を授けて、比丘の住居に行き、女教師によって両方のサンガが召集されるべきである。[彼女のために] 一カ所に比丘尼サンガの最下座に座席が用意されるべきである。比丘たちが敬礼して座ったその時に、比丘尼たちは敬礼し、着座するべきである。その後、女教師によって具足戒が授けられ、別衆のもとに連れて行かれるべきである。

羯磨師 [としての比丘] は [次のように] 尋ねるべきである。「比丘尼によって清められたか」と。[もし彼が] 尋ねなければ、律に違反している。

58. 羯磨師によって羯磨が行われるべきである。

「聖なるサンガよ、私の [言うことを] お聞きください。これは某比丘尼である。某弟子はその [女教師] から具足戒を受けた。比丘尼たちによって清められた。もしサンガにとって適当な時期がきて、某比丘尼が某女弟子のためにサンガに具足戒を要請するのであれば、聖なるサンガよ、某 [比丘尼] は某女弟子のためにサンガに具足戒を要請するであろう。私がこのように沈黙を保つのであるから、サンガはそれを認める」

59. このとき、彼女から要請されるべきである。

「私、某比丘尼は聖なるサンガに敬礼いたします。この某女弟子はその私の具足戒を受けました。それ故、私は某女弟子のためにサンガに具足戒を要請します。かのサンガは某に対して、憐れみをもって、私、某女教師による具足戒を授けさせてください。」

---

<sup>14</sup> *bālāgram*. 辞書に「*bālāgra* (毛髪の先端)」という訳があるが、ここでは *bāla-agra* の複合語として訳す。

[このように] 二度目も三度目も要請されるべきである。

### 儀式

「大徳よ、私の [言うことを] お聞きください。この某は、某比丘尼により具足戒を受けました。某および某 [密儀師] より秘密裏に教授された。もしサンガにとって適当な時期が来て、某が某女教師からサンガに対して具足戒を要請するならば、聖なるサンガよ、某は某女教師からサンガに具足戒を要請するであろう。私がこのように沈黙を保つのであるから、サンガはそれを認める」

60. このとき、彼女から要請されるべきである。

「私は聖なるサンガに敬礼いたします。私某は [このような] 事情があるので、名前をお呼びいたします<sup>15</sup>が、某女教師から具足戒を受けました。某および某阿闍梨から秘密裏に教授されました。それ故、私某は [このような] 事情があるので、名前をお呼びいたしますが、某女教師からサンガに対して具足戒を要請します。

聖なるサンガよ、私に具足戒をお授け下さい。

聖なるサンガよ、私をお救い下さい。

聖なるサンガよ、憐憫者は慈悲をもって、私を憐れみ下さい」

このように二度目も三度目も [要請されるべきである] 。

### 儀式

「大徳、サンガよ、私の [言うことを] お聞きください。この某は某 [女教師] から具足戒を受け、某と某 [密儀師] から秘密裏に教授されました。この某によって某女教師からサンガは三度に至るまで具足戒を要請されました。もしサンガにとって適当な時期が来て、某は某女教師によってサンガの中で遮法を尋ねられるのであれば、聖なるサンガよ、某は某女教師からサンガの中で遮法を尋ねるのである。私が沈黙を保つのであるから、このことはサンガにとって適切である」

61. このとき、彼女に [以下のように] 言うべきである。

<sup>15</sup> 吉澤[2015a:105]註 87 参照。

「善女人よ、私の〔言うことを〕聞きなさい。これは正しい時であり、これは真実の時である。また、神、悪魔、梵天、沙門・バラモンを伴った世間、〔また〕神々・人間・阿修羅を伴った生きとし生けるものに対して嘘偽りを言うであろう、また、如来、阿羅漢、正しい覺りを得た者である世尊、両方のサンガに対して嘘偽りを言うであろうことは、このことは、その場合には、より一層の大罪となる。まさにそのサンガの中で私たちがあなたに尋ねるであろうことのそれぞれが有れば有ると答えるべきである。無ければ無いと答えるべきである。

62. 許可を与える者によって許可されたか。 — はい。

あなたの女教師は要請されたか。 — はい。

あなたの鉢と衣は用意されたか。 — はい。

学ぶべきことを教えられたか。 — はい。

学ぶべきことを修了したか。 — はい。

同意があるか。 — はい。

比丘尼たちによって清められたか。 — はい。

母親殺しではないか。 — 違います。

阿羅漢殺しではないか。 — 違います。

僧団の分裂〔を企てる者〕ではないか。 — 違います。

悪心をもって如来から血を流させる者ではないか。 — 違います。

一方、世尊、如来、阿羅漢、正しい覺りを得た者が涅槃に入られてから久しい。

比丘を誘惑するものではないか。 — 違います。

賊住の者ではないか。 — 違います。

異端説に宗旨変えるものではないか。 — 違います。

奴隷女ではないか。 — 違います。

捨て子ではないか。 — 違います。

負債を負っている者ではないか。 — 違います。

王の女兵士ではないか。 — 違います。

王家に対して不正をなす者ではないか。 — 違います。

以前に具足戒を授かった者ではないか。



ある時また、もし、『あります』と言うならば、『去れ、消えろ、動け、行け』と言うべきである。あなたには具足戒を授けることはない」

さてこのとき、「そうではありません」と〔彼女が〕言うならば、〔彼女は以下のように〕言うべきである。

「じつにまた、この身体にいろいろな慢性病がある。

すなわち

皮膚発疹、引っ掻き傷、痒み、吹き出物、搔痒、痔、潰瘍、黄疸、アールサカ、赤い胆汁、熱、咳、喘息、肺病、てんかん、風腫れ、水腫れ、脾臓肥大、〔ハンセン病、発疹〕、糖尿病、コレラ。

あなたにこれら、またはそれ以外の様々な慢性病が〔あなたの〕この身体にあるかないか」

もし「無い」と言うならば、「沈黙している」と言われるべきである。

### 6 3. 儀式

「大徳、サンガよ、私の〔言うことを〕お聞きください。この某は某比丘尼から具足戒を授かり、某と某〔密儀師〕から秘密裏に教授された。この某のために、某女教師によりサンガは三度に至るまで具足戒を要請された。許可を与える者によって許可された。女教師が要請された。彼女の鉢と衣は用意された。学ぶべき事を教えられた。学ぶべき事を修了した。〔比丘尼たちに〕同意された。比丘尼たちによって清められた。遮法によって清められた。〔以上のように〕自らのことを告白した。もしサンガにとって適切な時期が来て、私たちが某のために某女教師からサンガの中で三依法を説き示すならば、大徳、サンガよ、〔某のために〕某女教師からサンガの中で三依法を説き示すであろう。私が沈黙を保つのであるから、このことはサンガにとって適切である」

#### 【第一依法】

6 4. 彼女に〔このように〕言うべきである。

「善女人よ、聞きなさい。これらは目的の達成を求め、他人の幸せを願い、慈悲心のある、かの如来、阿羅漢、正しい覺りを得た世尊によって、憐れみをもって女性の弟子たちのために三依法を見極めることによって、説き示され、知らされ、正しく説かれたものである。その場合に、能力が

あり信仰のある善女人たちは具足戒を授かり、できない者には具足戒は授けられない。そしてこのことについて、善女人よ、生涯をかけて耐えられるべきである」

糞掃衣は最小のものであり、得易いものであり、適切なものであり、申し分のないものであり、沙門としてふさわしいものである。そしてそれに基づいて出家と、具足戒を受けることによって比丘尼となる。この場合に忍耐し、信仰ある善女人たちは<sup>16</sup>具足戒を授かる。耐えられない者たちは具足戒を授からない。このことについて、あなた、善女人よ、生涯をかけて耐えられるべきである。あなたは、善女人よ、生涯をかけて糞掃衣を身につけることに耐えなさい。[もしあなたが]耐えられるならば、「私は耐えられます」と答えられるべきである。

余得は諸々の衣のうちで毛織物、綿、亜麻、麻、大麻、リネンである。

### 【第二依法】

食べ物の中で、乞食は、最小であり、得易く、適切であり、申し分のないものであり、沙門としてふさわしいものである。そしてそれに基づいて、出家と、具足戒を授けることによって比丘尼となる。この場合に、忍耐し、信仰ある善女人たちは具足戒を授かる。耐えられない者たちは具足戒を授からない。このことについて、あなた、善女人よ、生涯をかけて食べ物の中で乞食に耐えなさい。[もしあなたが]耐えられるならば、「私は耐えられます」と答えられるべきである。

余得は半月ごとの食事、招待された食事、十四日の食事、十五日の食事、布薩の食事、行籌食である。

### 【第三依法】

薬物の中で陳棄薬は最小であり、得易く、適切であり、申し分のないものであり、沙門としてふさわしいものである。そしてそれに基づいて、出家と、具足戒を受けることによって比丘尼となる。この場合に、忍耐し、信仰ある善女人たちは、具足戒を授かる。耐えられない者たちは具足戒を授からない。このことについて、あなた、善女人よ、生涯をかけて耐えら

<sup>16</sup> Roth のエディションには「*kula-kula-dhūāyo*」とあるが、BhīV §49 に従い「*kula*」を一つ削除。

れるべきである。あなた、善女人よ、生涯をかけて薬物の中で陳棄薬を利用し続けることを耐えなさい。[もしあなたが] 耐えられるならば、「私は耐えられます」と答えられるべきである。

余得は溶かしたギー、胡麻油、蜂蜜と糖蜜、油脂と新鮮なバターである。これらが聖者の頼るべき三依法である。[これらを] 学ぶべきであり、[これらに] 従うべきである。

6 5. 羯磨師によって羯磨が行われるべきである。

「大徳、サンガよ、私の[言うことを] お聞きください。この某は某比丘尼により具足戒を授かり、某と某[密儀師]より秘密裏に教授された。サンガはこの某のために、某女教師によって三度に到るまで具足戒を要請された。

許可を与える者によって許可された。

この女教師は求められた。

鉢と衣は用意された。

学ぶべき事を教えられ、学ぶべき事を修了した。

[比丘尼たちにより] 承認された。

遮法によって清められた。

[以上のように] 自らのことを告白した。そして依法に関して耐えるであろう。

もしサンガにとって適当な時期が来れば、サンガは某に対して某女教師から具足戒を授けるべきである。この宣言は適切である」

6 6. 「大徳、サンガよ、私の[言うことを] お聞きください。

この某は某比丘尼により具足戒を授けられた。某および某[密儀師]から秘密裏に教授された。サンガはこの某女教師によって三度に至るまで具足戒を要請された。

許可を与える者によって許可された。

女教師が要請された。

鉢と衣は用意された。

学ぶべき事を教えられ、学ぶべき事を修了した。

[比丘尼たちにより] 承認された。

遮法によって清められた。

〔以上のように〕自らのことを告白した。そして依法に関して耐えるであろう。サンガは、その某に某女教師から具足戒を授ける。某に対して某女教師からサンガにより具足戒が授けられることが尊者たちにとって適切である場合には黙っているべきである。適切ではないその場合には話せ。これが最初の羯磨の条文である」

二度目、三度目も同様の羯磨の条文である。

〔次のように〕言われるべきである。

「大徳、サンガよ、某は某女教師からサンガによる具足戒を授けられた。私がこのように沈黙を保つのであるから、サンガはそれを認める」

67. この間に影が測られるべきである。あるいは星が数えられるべきである<sup>17</sup>。

このとき、彼女は〔次のように〕言われるべきである。「善女人よ、あなたは具足戒を授かり、三回動議を唱え、四回目に決定し、反則しないことを第五とする〔儀式によって〕、この具足戒が授けられた。調和したサンガによって〔具足戒を授けられたの〕であり、分裂したサンガによってではない。また、十人からなる別衆によってであり、〔あるいは〕十人以上からなる別衆によって〔具足戒を授けられたの〕である。

このときは、そのように実行するべきである。すなわち—  
あなたはブツダを飾るものとなる。

あなたは法を飾るものとなる。

あなたはサンガを飾るものとなる。

ブツダは師であり、法は師であり、サンガは師であり、女教師は師であり、女阿闍梨は師であり、学ぶことは師であれ。〔以下にある〕そのように実行しなさい。

人間として生まれる幸福は得がたく、〔それに〕満足し、避けることがない。

【1】目的のために<sup>18</sup>出家する、目的のために具足戒を受けるものは、雌ヤクが最も優れた子供を〔保護する習性がある〕ように、そのよい習慣をあなたは守れ。

---

<sup>17</sup> 漢文に欠く。

【2】日主王統の一族であるブツダは魅力的であり喜ばしく、また、女性の弟子たちは博識であり巧妙であり目的を見出している、そのようなあなたの目的が得られ、あなたの具足戒が獲得された。

【3】憂いが無く、穢れなく、静寂であり、島であり、抛り所であり、最高の目的である、その涅槃に到達せよ。これが、あなたにとってすべてを具足することである。

戒序法<sup>19</sup>

八波羅夷法<sup>20</sup>

十九僧伽婆尸沙<sup>21</sup>

三十尼薩耆波夜提<sup>22</sup>

<sup>18</sup> yasārthāya. yasyārthāya と考えて読む。

<sup>19</sup> pārivenika. 『摩訶僧祇律』巻 30 より訳を取る。BhīV p.51 §68-1. *parivena* “a hermit’s cell”. I suggest to translate *pārivenikā* “rules of discipline which have to be observed by those who live in a hermit’s cell, i.e. monastic rules”.

<sup>20</sup> pārājikā dharmāḥ. 波羅夷法 「仏音は *parājita* (征服された) と解している。悪魔との戦いに征服され、悪との戦いに征服され、あるいは覚りへの努力において打ち負かされたという意味である」平川[2000b:276]

<sup>21</sup> saṃghātiseṣā dharmāḥ. 僧伽婆尸沙 「僧残罪については、パーリとサンスクリットでは用語が異なる。パーリ語では *saṅghādisesa* と綴る。…漢訳の「僧伽婆尸沙」は *saṃghāvaśeṣa* を音訳したものと見うる訳である。…義浄の「阿伐尸沙」の原語が *avaśeṣa* である。…義浄は *saṃghāvaśeṣa* をまとめて訳す時には「僧伽伐尸沙」と訳している。…以上の根本有部律の説明によって、僧残罪の「僧伽」は、この罪がサンガによって与えられて、贖罪を行わずの事と、サンガによってその罪から回復される(出罪)点を意味しているのである。そして「阿伐尸沙」の部分は、この罪には「残り」があることを示すのである。波羅夷を犯せば「残り」が無いのであり、直ちにサンガから追放される。しかし僧残罪を犯した場合には、まだ贖罪の「余地」が残されている。その余地の残されている点を「阿伐尸沙」によって示しているという意味である」 Cf. 平川[2000b:285]

<sup>22</sup> nihsargika-pācittikā dharmāḥ. 尼薩耆波夜提 「『尼薩耆波夜提』の『尼薩耆』の部分については、語義に関するかぎり、漢巴は一致しており問題はない。『捨墮』の『捨』に当たるのである」 Cf. 平川[2000b:296]

「パーリ律、捨墮罪に触れたものの「捨て方」を示している。それには、三通りの捨て方がある。すなわちサンガに捨てる、二、三人のガナに捨てる、一人の比丘に捨てる、この三通りの捨て方があることを示し、次いでその作法を示している…「捨てる」点がニサツギヤであり…」 Cf. 平川[2000b:298]

[百四十一波夜提]<sup>23</sup>

八波羅提提舍尼法<sup>24</sup>

六十四衆学法<sup>25</sup>

七滅諍法<sup>26</sup>

法と随順法という二つの法がある。

善女人よ、これはあなたに対して簡潔に説かれたものである。あなたに対して女教師・女阿闍梨たちが詳細に教えるであろう」

69. 「あなた、某よ、お聞きください。かの如来、阿羅漢、正しい覺りを得た世尊によって、このように出家・具足戒を受けた比丘尼のために、この四つの沙門法が語られた」

【1】人から謗られても人を謗るべきではない。人から激怒されても人に激怒するべきではない。人から嘲笑われても人を嘲笑うべきではない。人から打たれても人を打つべきではない。<sup>27</sup>

【2】恵み深い者により出家し、清浄なる者により具足戒を授けられた。誠の名前で呼ばれ、ブッダにより [ダルマを] 知る状態になった。

「摩訶僧祇律」には「波夜提とは、能く悪道に墮し、開罪・現罪・拳罪・施設罪の名なり」とある。ここにも「墮」の意味が示されている。しかし「開罪」以下の意味は明らかではない」 Cf. 平川[2000b:297]

BhīV p.51 §68-2. The 141 *pācittika-dharma* are missing which should have been mentioned here. にもあるように「摩訶僧祇律」巻30（大正蔵22）p.473a

<sup>23</sup> Rothが註においても言及しているとおり、「141 *pācittika-dharma*（百四十一波夜提）」を欠いている。Cf. BhīV §68 fn.2

<sup>24</sup> *prāṭidesikā dharmāḥ*. 波羅提提舍尼法 「これは受けてはならない食物を受けた場合に陥る罪であり、波逸提罪より軽い罪である」 Cf. 平川[2000b:303]

<sup>25</sup> *śekhiyā dharmāḥ*. 衆学法 「衆学法には、たんに『学べ』と命令があるだけで、罰則が示されていない」 Cf. 平川[2000b:269]

<sup>26</sup> *adhikaraṇa-samathā dharmāḥ*. 滅諍法 「波羅提木叉には、諍いの起こった時には、この七つの滅諍法を適用して、諍事を滅すべしと言って、七滅諍法を列挙するのみである。いちいちの滅諍法については説明を加えていない。ただし十誦律のみは、簡単な説明を加えている。とにかく戒経では七滅諍法を列挙するのみであるから、これがいかなる罪に当たるかは不明である」 Cf. 平川[2000b:269]

<sup>27</sup> 直前に述べられる四沙門法 (*catur-sramaṇakāraka-dharma*) のことを示すと考えられる。この四沙門法については、Härtel [1956:91-92]。

ākrusṭāya na pratyākroṣitavyaṃ roṣitāya na pratiroṣitavyaṃ |  
bhaṇḍitāya na pratibhaṇḍitavyaṃ tāḍitāya na pratitāḍitavyaṃ || [1]

【3】全ての悪を行うことがない。善いことを行う。自分の心を清らかにする。これがブツダの教えである<sup>28</sup>。

70. <sup>29</sup>さて、ガウタミーよ、ある時如来はヴァイシャーリー (Vaiśālīya) に留まっておられた。大きな林にある楼閣講堂において、そのとき、ダルマディンナー (Dharmadinnā) 比丘尼<sup>30</sup>による二人の女弟子に受具足戒がありました。そのとき、[このことが] アブラサルカ (Aprasarka) <sup>31</sup>というリッチャヴィ族の王子は [このことを] 聞いた。

「ダルマディンナー比丘尼から二人の女弟子が具足戒を受けます。五日前、このように、彼女たちに侮辱を受けた。私は行って、具足戒を受ける彼女たちに対して梵行を要請しよう」

[そのことが] ダルマディンナー比丘尼によって聞かれた。

71. そのとき、彼女は世尊のいらっしゃるその場所にやって来て、世尊にこのように言った。

「世尊よ、私には具足戒を受ける二人の弟子があります。ここにやってくる彼女たちには、梵行の障害があるかも知れません。世尊よ、そこにい

<sup>28</sup> 七仏通誠偈

*Udānavarga* by Franz Bernhard, p.651 参照, 中村元訳「感興の言葉」§28-1

Uv\_28.1ab: sarva.pāpasya.akaraṇaṃ.kuśalasya.upasampadaḥ /

Uv\_28.1cd: sva.citta.paryavadanam.etad.buddhasya.śāsanam //

*Dhammapada* PTS p.28

Sabbapāpassa akaraṇaṃ kusalassa upasampadā 183

Sacittapariyodapanam etaṃ buddhāna sāsanaṃ.

<sup>29</sup> T1425\_474a3-

<sup>30</sup> dharmadinnā. T1425\_474a3: 法預比丘尼. Yao[2015]においてダルマディンナー比丘尼について詳細に検討されている。

Dharmadinnā 比丘尼の偈が *Therīgāthā* 中にある。

Itthaṃ sudaṃ dhammadinnā therī gāthaṃ abhāsithā'ti.

Dhammadinnātherīgāthā. 1. 13

13. Karoṭha buddhasāsanam yaṃ katvā nānutappati,

Khippaṃ pādāni dhovivā ekamante niṣḍathāti.

<sup>31</sup> aprasarkena. T1425\_474a4: 菴婆羅離車童子. BhīV p.52, fn.§70-1. Reading of the name is sure, but it may be a distortion of *Apararsaka* an *appellativum* which would be more in line with the behaviour of the *Licchavi*.

る彼女たちは、ここにいるサンガにより具足戒を受けることを許可されるでしょうか」

世尊は言いました。

「許可されるべきである。まずはじめに行きなさい、比丘尼の別衆によって具足戒を受けて、その後、比丘の僧院に行き、使者として具足戒を授ける〔比丘たち〕<sup>32</sup>を2・3人要請しなさい。別衆は適切ではない。サンガはあなたに具足戒を授ける使者たちを与えるであろう」

「どうぞ、お願いします」とダルマディンナー比丘尼は言って世尊のもとから立ち去った。云々。

## 7 2. 羯磨師によって羯磨が行われるべきである。

「大徳、サンガよ、私の〔言うことを〕お聞きください。これはダルマディンナー比丘尼である。某と某は彼女の具足戒を受ける弟子である。ここにやってくる彼女たちには、梵行の障害があるかも知れない。もしサンガにとって適切な時期が来て、ダルマディンナー比丘尼が、そこにいる某と〔某〕弟子のために、ここにいるサンガにより具足戒を授ける使者たちを要請するならば、大徳、サンガよ、ダルマディンナー比丘尼は、具足戒を受けるあそこにいる某と某弟子のために、ここにいるサンガに対して具足戒を授ける使者比丘を要請するであろう。私が沈黙を保つのであるから、このことはサンガにとって適切である」

## 7 3. このとき、彼女（ダルマディンナー比丘尼）によって〔次のように〕要請されるべきである。

「私、ダルマディンナー比丘尼は聖なるサンガに敬礼いたします。彼女たち、某と某は私の<sup>33</sup>具足戒を授ける弟子である。ここにやってくる彼女たちには、梵行の障害があるかも知れません。それ故に、私ダルマディンナー比丘尼は、具足戒を受けるべきそこにいる某と某弟子のために、ここにいるサンガに具足戒を授ける使者たちを要請します。どうぞ、聖なるサンガよ、私の具足戒を受けるべきそこにいる某と某弟子たちのために、ここにいるサンガは具足戒を授ける使者をお与え下さい」

<sup>32</sup> T1425\_474a11-12: 使受具足。

<sup>33</sup> tasyā me itthan-nāmā ca itthan-nāmā ca... 「tasyā」を削除して読むべきであろう。



このように二度目、三度目も、要請されるべきである。

#### 74. 儀式

「大徳、サンガよ、私の [言うことを] お聞きください。これはダルマディンナー比丘尼である。某と某は彼女の具足戒を受ける弟子である。ここにやってくる彼女たちには、梵行の障害があるかも知れません。それ故にこのダルマディンナー比丘尼は具足戒を受けるそこにいる某と某弟子のために、ここにいるサンガに具足戒を授ける使者を要請します。もしサンガにとって適当な時期が来て、サンガが某と某に対して具足戒を授ける使者を承認するのであれば、この宣言は適切である」

75. 「大徳、サンガよ、私の [言うことを] お聞きください。これはダルマディンナー比丘尼である。某と某は彼女の具足戒を受ける弟子である。ここにやってくる彼女たちには、梵行の障害があるかも知れません。それゆえこのダルマディンナー比丘尼は具足戒を受けるべきあそこにいる某と某弟子のために、ここにいるサンガに対して具足戒を授ける使者を要請します。そのサンガはダルマディンナー比丘尼のために、その某と某に対して具足戒を授ける使者として承認します。ダルマディンナー比丘尼のために某と某が具足戒を授ける使者としてサンガによって承認されることが尊者たちにとって適切である、その場合には黙っててください。それができない者は話せ。これが最初の羯磨の条文である」

このように二度目、三度目の羯磨の条文が繰り返された。

#### 76. 承認

「大徳、サンガよ、『ここにやって来るダルマディンナー比丘尼の某と某弟子たちには、梵行の障害があるかもしれない』と言うので、そこに居る者たちのために、ここにいるサンガによって某と某が使者として具足戒を授ける比丘となった。私がこのように沈黙を保つのであるから、サンガはそれを認める」

77. このとき、認められた者たちはダルマディンナー比丘尼の住居に行くべきである。このとき、そのダルマディンナー比丘尼の弟子である彼女たちは彼らに〔以下のように〕要請するべきである。

「私は聖なる方に敬礼いたします。ここにいる某と某は、聖者ダルマディンナー女教師により具足戒を受けます。比丘尼たちによって清められました。某と某〔密儀師〕から秘密裏に教授されました。その私たちがそこに行く時に、梵行の障害があるかもしれません。それ故に私たち某と某は聖なるダルマディンナー女教師から、ここにいるサンガに対して具足戒を要請します。

聖なるサンガよ、私に具足戒をお与え下さい。

聖なるサンガよ、私をお救い下さい。

聖なるサンガよ、憐憫者は慈悲をもって私をお憐れみ下さい<sup>34</sup>」

このように二度目、三度目も、要請されるべきである。

78. それから比丘の僧院に行くべきである。両方のサンガが座っているそのときに、ダルマディンナー比丘尼は〔次のように〕要請するべきである。

「私は聖なるサンガに敬礼いたします。私はダルマディンナーという比丘尼であります。某と某弟子は私の<sup>35</sup>具足戒を授ける弟子であり、比丘尼たちによって清められました。彼女たちがここにやって来るときに、梵行の障害があるかも<sup>36</sup>知れません。それ故に、私ダルマディンナー比丘尼は具足戒を授けられるべきここにいる某と某弟子のために、ここにいるサンガに対して具足戒を授けることを要請します。

サンガは、その私、某女教師によって彼女たちに具足戒を授けさせてください」

このように二度目、三度目も、要請されるべきである。

<sup>34</sup> me. Cf. BhīV p.55, fn. §77-3. We would expect plural here. It is however, likely that each candidate has to say these particular formulas by herself.

<sup>35</sup> tasyā. BhīV p.55, fn. §78-1: In this context, *mama* is to be expected instead of *tasyā*.

<sup>36</sup> tasmā (syād). BhīV p.55, fn. §78-2: It could also be read *tasyā* but it is doubtful if the one or the other reading is correct, but *syāt* should be there.

79. ダルマディンナー比丘尼によって要請されたそのときに、具足戒を授ける使者たちによって〔以下のように〕要請されるべきである。

「私は聖なるサンガに敬礼いたします。これはダルマディンナー比丘尼である。その某と某弟子に具足戒を授けます。ここにやってくる彼女たちには、梵行の障害があるかもしれません。某と某のためにそこにいるダルマディンナー女教師によって、ここにいるサンガは具足戒を要請されました。

聖なるサンガよ、彼女たちに対して具足戒をお与え下さい。

聖なるサンガよ、彼女たちをお救い下さい。

聖なるサンガよ、憐憫者は慈悲をもって彼女たちをお憐れみ下さい」

このように二度目、三度目も、要請されるべきである。

80. 羯磨師によって羯磨が行われるべきである。

「聖なるサンガよ、私の〔言うことを〕お聞きください。これはダルマディンナー比丘尼である。某と某は彼女の具足戒を受ける弟子であり、某と某は秘密裏に教授された。ここにやってくる彼女たちには、梵行の障害があるかもしれない。それ故にそこにいる某と某はダルマディンナー女教師たちからここにいるサンガに具足戒を要請した。

許可を与える者によって許可された。

女教師が要請された。

彼女たちの鉢と衣は用意された。

学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了した。

承認された。

比丘尼によって清められた

遮法により清められた。

〔以上のように〕自らのことを告白した。

そして〔三〕依法を耐えるであろう。もしサンガにとって適当な時期が来て、そこにいる某と某にダルマディンナー女教師を通して、ここにいるサンガが具足戒を授けるのであれば、この宣言は適切である」

81. 大徳、サンガよ、私の〔言うことを〕お聞きください。

「これはダルマディンナー比丘尼である。某と某は彼女の具足戒を受ける弟子である。某と某のために秘密裏に教授された。ここにやってくる彼女たちには、梵行の障害があるかもしれない。そこにいる彼の某と某はダルマディンナー女教師たちからここにいるサンガに具足戒を要請した。

許可を与える者によって許可された。

女教師が要請された。

彼女たちの鉢と衣は用意された。

学ぶべきことを教えられ、学ぶべきことを修了した。

承認された。

比丘尼によって清められた。

遮法によって清められた。

〔以上のように〕自らのことを告白した。サンガよ、某と某に対して彼のダルマディンナー女教師からここにいるサンガは具足戒を授けさせます。某と某がそこにいるダルマディンナー女教師から、ここにいるサンガにより具足戒を授けられることが尊者たちにとって適切である場合には黙っているべきである。それができない者は話せ。これが最初の羯磨の条文である」

このように二度目、三度目の羯磨の条文が繰り返された。

## 82. 羯磨が行われるべきである。

「大徳、〔サンガ〕よ、某と某はそこにいるダルマディンナー女教師から、ここにいるサンガによって具足戒を授けられた。私がこのように沈黙を保つのであるから、サンガはそれを認める」

このように具足戒を授けるために、具足戒を授ける使者は比丘尼の住居に行つて、その具足戒を授かった者たちに〔以下のように〕言うべきである。

「某よ、彼女たちは、具足戒を授かり、三回動議を唱え、四回目に決定し、反則しないことを第五とする〔羯磨によって〕具足戒が授けられた。二人は、調和したサンガによって〔具足戒を授けられたの〕であり、十人からなる別衆によって〔授けられたの〕であり、また十人以上からなる別衆によって〔授けられたの〕である。

今、〔以下にある〕そのように実行しなさい。

あなたはブツダを飾るものとなる。

あなたは法を飾るものとなる。

あなたはサンガを飾るものとなる。

ブツダは師であり、法は師であり、サンガは師であり、女教師は師であり、女阿闍梨は師であり、学ぶことは師であれ。

今、〔以下にある〕そのように行動しなさい。

人間として生まれる幸福は得がたく、〔それに〕満足し、避けることがない。

【1】目的のために出家する、目的のために具足戒を受けるものは、雌ヤクが最も優れた子供を〔保護する習性がある〕ようであり、そのよい習慣をあなたは守れ。

【2】日主王統の一族であるブツダは魅力的であり喜ばしく、また、女性の弟子たちは博識であり巧妙であり目的を見出している、そのようなあなたの目的が得られ、あなたの具足戒が獲得された。

【3】憂い無く、穢れなく、静寂であり、島であり、抛り所であり、最高の目的である、その涅槃に到達せよ。これが、あなたにとってすべてを具足することである。

残りは、以前の如くに繋がる。

このように、ガウタミーよ、18歳の少女のために両方のサンガにおいて具足戒を受けることが準備されるべきである。

ガウタミーよ、これは比丘尼たちの第二敬法であり、比丘尼たちは生涯この法を尊敬し、乃至、海岸が大海によって〔越えられない〕ように〔この法を犯してはならない〕。

### 第三敬法<sup>37</sup>

83. さてこのとき、ガウタミーよ、「真実であっても、真実でなくても、比丘尼たちによる比丘に対する話しかけは<sup>38</sup>妨げられている。〔しかし〕真実であっても、真実でなくても、比丘たちによる比丘尼に対する話しかけは<sup>39</sup>妨げられていない」とは何か。

<sup>37</sup> 第三敬法. Cf. T1425\_474c2-18. 『摩訶僧祇律』はこの敬法を「説罪」とする。

<sup>38</sup> bhikṣūhi. BhīV §13. *bhikṣuṣu*.

<sup>39</sup> bhikṣuṇīhi. BhīV §13. *bhikṣuṇīṣu*.

比丘尼たちによって、[ある]比丘を非難して話すこと、あるいは[彼のことを]「欠陥のある比丘、あるいは医者へのふりをした比丘、愚鈍な比丘、あるいは恥知らずで、身の程知らずな、正しくないことをする比丘である」と言うことは許されない。もし、まさに[そのように]つぶやくならば、[八]敬法に違反することになる。

84. さてこのとき、ある出家者が彼女の親戚か兄弟であり、また[その]彼が傲慢で驕り高ぶっていならば、[比丘尼によって]無視することは適切ではなく、また、非難して言うことも適切ではない<sup>40</sup>。そのときは実に、智慧をもって知らせるべきである<sup>41</sup>。

まず初めに、もし[彼が]若い者であれば、[以下のように]言われるべきである。

「親族の者よ、今、あなたが学ばないのであれば、いつ学ぶのですか。あなたが年を取り、老けて、老衰し、高齢に達したそのとき[なのですか]。あなたが教えられ、学習し、賢く、美德を備え、学ぶことを望む者であり、ブツダの教えに関して実践を行うそのことがあなたにとって正しく、適切なのです」

85. <sup>42</sup>もしこのとき、彼が年老いているならば、[次のように]言われるべきである。

「今、再びあなたはこのように青年時代にあります。あなたが学ばないのであれば、いつ学ぶのですか。あなたが曼荼羅の門<sup>43</sup>に到達するであろうそのときに学ぶのですか。また、このあなたの大衆である者が、あなたを見て、模倣をしているならば不幸と災難に陥るでしょう。あなたが教えられ、学習し、賢く、美德を備え、学ぶことを望む者であり、ブツダの教えに関して実践を行うそのことがあなたにとって正しく、ふさわしいことなのです」

<sup>40</sup> nā-m-api. m-sandhi consonant.

<sup>41</sup> 漢訳では「若親里者得軟語諫不得呵責」とする。T1425\_474c04-05.

<sup>42</sup> 漢訳には年老いている場合の記述を欠く。

<sup>43</sup> maṇḍala-dvāram. Cf. BhīV p.59. §85,fn.5; maṇḍala in maṇḍala-dvāra appears to be the circle of the monks (or nuns) in chapter who has to decide about the status of a male or a female candidate.

それ故にこの比丘尼が、[ある比丘を] 欠陥のある比丘、あるいは医者  
のふりをする比丘、愚鈍な比丘、あるいは恥知らずで、身の程知らずな、  
正しくないことをする比丘であると見下し、軽蔑して、非難して[そのよ  
うに] つぶやくならば、[彼女は、八] 敬法に違反することになる。

86. 「真実であっても、真実でなくても、比丘尼たちによる比丘に対す  
る話しかけは妨げられていない」と[言うが]、比丘が比丘尼を非難して  
言うことは許されていない。「剃髪女、だらしのない女<sup>44</sup>」とつぶやくことは  
戒律違反である。

87. さてこのとき、出家した女性が比丘の母親、あるいは姉妹であり、  
また[その] 彼女が傲慢で驕り高ぶっているならば、無視することは許さ  
れない。

まず初めに、もし[彼女が] 若い者であれば、[次のように] 言うべき  
である。

「親族の者よ、今、あなたが学ばないのであれば、いつ学ぶのですか。  
あなたが年を取り、老けて、老衰し、高齢に達したそのとき[なのですか]。  
あなたが教えられ、学習し、賢く、美徳を備え、学ぶことを望む者であり、  
ブツダの教えに関して実践を行うそのことがあなたにとって正しく、ふさ  
わしいことなのです」

88. <sup>45</sup>さてこのとき、彼女が年老いている場合は、[次のように] 言われ  
るべきである。

「親族の者よ、今、あなたはどのように再び青年時代にあります。あな  
たが学ばないのであれば、いつ学ぶのですか。あなたが曼荼羅の門に到達  
するであろうそのときに学ぶのですか。また、このあなたの大衆である者  
が、あなたを見て、模倣をしているならば不幸と災難に陥るでしょう。あ  
なたが教えられ、学習し、賢く、美徳を備え、学ぶことを望む者であり、

<sup>44</sup> chinna-kavaḍā. BHSD *kavaḍa-chedaka*, (in the manner of) dividing morsels (of food).  
T1425\_474c10-11: 姪蕩老嫗。

<sup>45</sup> 漢訳に欠く。

ブツダの教えに関して実践を行うそのことがあなたにとって正しく、ふさわしいことなのです」

これ故に、ガウタミーよ、真実であっても、真実でなくても、比丘尼たちによる比丘に対する話しかけは妨げられている。[しかし] 真実であっても、真実でなくても、比丘たちによる比丘尼に対する話しかけは妨げられていない。

ガウタミーよ、これは比丘尼たちの第三敬法であり、比丘尼たちは生涯この法を尊敬し、乃至、海岸が大海によって[越えられない]ように、[この法を] 犯してはならない。

(科学技術研究費「7世紀の律文献にみられる仏教者と仏教団の研究」[基盤研究(c), 26370055, 代表: 米澤嘉康]による研究成果の一部)

<略号および参考文献>

- BhIV Gustav Roth, *Bhikṣuṇī-Vinaya, Including Bhikṣuṇī-prakīrṇaka and a summary of the Bhikṣu-prakīrṇaka of the Ārya-mahāsāṃghika-lokottaravādin*, Tibetan Sanskrit Works Series Vol.XII, K.P.Jayaswal Research Institute, Second Edition, Patna, 2005.
- BHSG Franklin Edgerton, *Buddhist Hybrid Sanskrit Grammar and Dictionary*, New Haven, 1953.
- BHSD Franklin Edgerton, *Buddhist Hybrid Sanskrit Grammar and Dictionary*, New Haven, 1953.
- CDIAL R.L. Turner, *A Comparative Dictionary of the Indo-Aryan Languages*, Motilal Banarasi Dass Publishers, Delhi, First Indian Edition, 1999.
- CPD *A Critical Pali Dictionary*, begun by V. Trenckner, ed. D. Andersen, et al., Copenhagen, 1924~.
- DEBMT C.S. Upasak; *Dictionary of Early Buddhist Monastic Terms*, Bharati Prakashan, 1975.
- MV E. Senart, *Le Mahāvastu* I, II, III (Collection D'ouvrages Orientaux Seconde Serie), Societe Asiatique, Paris 1882-1897, repr. By Meicho-Fukyūkai, Tokyo, 1977.



- Mvy 榎亮三郎, 西尾京雄編 『梵藏漢和四譯對校翻譯名義大集』国書刊行会, 1981.  
『摩訶僧祇律』 T1425 (大正新脩大藏經第 22 卷)  
国訳一切経律部十 『摩訶僧祇律』 大東出版社
- Härtel, Herbert  
1956 *Karmavācanā*. Formulare für den Gebrauch im buddhistischen Gemeindeleben aus ostturkistanischen Sanskrit-Handschriften. Deutsche Akademie der Wissenschaften zu Berlin. Institut für Orientforschung. Veröffentlichung Nr. 30. Berlin : Akademie-Verlag.
- Karashima, Seishi  
2012 Die *Abhisamācārikā Dharmāḥ* Verhaltensregeln für buddhistische Mönche der *Mahāsāṃghika-Lokottaravādins*. *Bibliotheca Philologica et Philosophica Buddhica*, Vol. XIII.1,2,3. The International Research Institute for Advanced Buddhism, Soka University.
- Langenberg, Amy Paris  
2014 “*Mahāsāṃghika-Lokottaravāda Bhikṣuṇī-Vinaya*: The Intersection of Womanly Virtue and Buddhist Asceticism.” In: *Women in Early Indian Buddhism : Comparative Textual Studies*, edited by Alice Collett, pp.80-96. Oxford : Oxford University Press.
- Nolot, Édith  
1991 *Règles de discipline des nonnes Bouddhistes, Le Bhikṣuṇīvinaya de l'école Mahāsāṃghika-Lokottaravādin*, College de France, Publications de l'institut de civilisation indienne, Facsicule 60, Paris.
- Oguibénine, Boris  
2002 “Materials for the Lexicography of Buddhist Sanskrit of the *Mahāsāṃghika-Lokottaravādins* (I)” 『中央學術研究所紀要』 31, pp.44-92.  
2005 “Materials for the Lexicography of Buddhist Sanskrit of the *Mahāsāṃghika-Lokottaravādins* (II)” 『中央學術研究所紀要』 34, pp.45-70.
- Roth, Gustav  
1985 “The Readings *Madhy'uddeśika*, *Madhyoddeśika*, and *Madhyadeśika* in the Scriptures of the Ārya-Mahāsāṃghika-ḷokottaravādins including Notes on *daśa-baddhena* and *pañca-baddhena gaṇena*” In: *Zur Schulzugehörigkeit von*

(254)

*Werken der Hīnayāna-Literatur*, herausgegeben von Heinz Bechert, Erster Teil, pp.127-137. Göttingen : Vandenhoeck & Ruprecht.

Yao, Fumi

2015 “The Story of *Dharmadinnā* Ordination by Messenger in the Mūlasarvāstivāda Vinaya” In: INDO-IRANIAN JOURNAL, 58(2015), pp.216-253.

佐々木 閑

1999 『出家とはなにか』大蔵出版

佐藤 密雄

1963 『原始佛教教団の研究』山喜房佛書林

平川 彰 (Hirakawa, Akira)

1982 *Monastic discipline for the buddhist nuns*, Kashi Prasad Jayaswal Research Institute, Patna.

1999 『律蔵の研究 I』平川彰著作集第 9 卷, 春秋社

2000a 『律蔵の研究 II』平川彰著作集第 10 卷, 春秋社

2000b 『原始仏教の教団組織 I』平川彰著作集第 11 卷, 春秋社

2000c 『原始仏教の教団組織 II』平川彰著作集第 12 卷, 春秋社

1998 『比丘尼律の研究』平川彰著作集第 13 卷, 春秋社

比丘威儀法研究会

1998 大正大学総合仏教研究所比丘威儀法研究会 『大衆部説出世部律・比丘威儀法』梵文写本影印版手引

吉澤 秀知

2012 「Bhikṣuṇī-Vinaya 訳註(1)」 『多田孝文名誉教授古稀記念論文集 東洋の慈悲と智慧』山喜房佛書林, pp.147-160.

2015a 「Bhikṣuṇī-Vinaya 訳註(2)」 『綜合佛教研究所年報』第 37 号, pp.87-110.

2015b 「Bhikṣuṇī-Vinaya 訳註(4)」 『小澤憲珠名誉教授頌寿記念論文集 大乘仏教と浄土教』ノンブル社, pp.(724)115-(704)135.

(大正大学非常勤講師)